

總務部  
事務

庶務課  
庶務課長

部員

印

庶務主任

(送達済)

奥管第八五四號

昭和二十一年三月三十一日

奥地方復興局總務部長殿

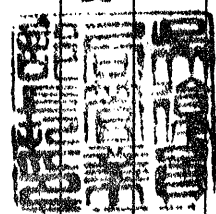
奥地方復興局營業部長

資料類確保方ノ件照會

五月十六日奥管第七七四號照會ニ對スル電照ニ依ル當部所要量及實績  
別紙ノ通ニ付可然細取計相成度

(別紙添)

(終)



海軍

(17.10-800.000 附券簡)

21.4.1

0510

「別紙」

品名	使用量			造船課
	一月	二月	三月	
堅練ペイント(白)				四〇〇〇k 使用見込量、記
同(黄)				三〇〇k
ズボイト 止ペイント	一〇〇〇k	一五〇〇k	一五〇〇k	二五〇〇k
糊状ドライヤ	五〇〇k	四五〇k	五五〇k	五五〇k
ペネジヤン船底塗料				七〇〇〇k 船底塗料、付下 備用シヤン
耐酸ペイント				五〇〇k
船底塗料	六〇〇〇k	五五〇〇k	七〇〇〇k	七〇〇〇k
鼠塗料	一〇〇〇k	一〇〇〇k	一七〇〇k	二〇〇〇k
黒塗料	一〇〇〇k	一〇〇〇k	一〇〇〇k	一〇〇〇k
白塗料	五〇〇〇k	四五〇〇k	五五〇〇k	五五〇〇k
黄土塗料	二〇〇〇k	一五〇〇k	二〇〇〇k	二五〇〇k

(英漢辞紙等)

海軍

(17.10~900.000 編舟納)

0511 21.4.12



吳比方復受為總務部長

四月一日附送付

長官

二復經主第九號ノ二八

總務部長

總務課長

部員

第二復員省經理局主計課長

庶務主任

2140

商工省整理部賠償課長 殿

爆破施設ニ對スル損失補償ニ關スル件照會

倉敷工業株式會社ヨリ左記事由ニ依リ損失補償方申出有之候處當省トシテ  
ハ之ガ處理困難ナルニ付賠償引當施設ニ對スル損失補償ト關聯シ貴部ニ於  
テ可然御考慮相成度關係書類相送ヘ及奉願候

記

倉敷工業株式會社松山兵器製作所ハ海軍管理區域ニシテ兵器等製造事業特  
別助成法ニ依リ官有機械ノ貸與ヲ受ケ専ラ魚雷ノ生産ニ從事シアリケル處  
防空法ニ基ク軍需大臣ノ工場疎開命令ヲ受ケ機械類ハ官有ノモノノ外會社

海軍

0513

所有ノモノヲ含ム一ヲ疎開シバラツクニ格納中終戦ニ遭シセリ  
レカルニ右格納中ノ機械類ハ進駐軍ニ依リ發見セラレ歸國セルモノトノ誤  
認或ハ兵器生産専用施設ナリトノ理由ニ因リ進駐軍ノ手ニ依リ爆破セラレ  
タリ  
其ノ結果官有機械類ニ付テノミナラズ會計所有ノ機械類ニ付テモ損失ヲ發  
生セリ

（別紙關係書類添）

（終）

簡送付先

吳地方復員局總務部長、經理部長

倉敷工業株式會社社長

海軍

0514

寫

阪復總第三九一號

昭和二十一年四月二日

大阪地方復員局總務部長

元十一空廠廢務整理班長 殿

元十一空廠自動車部大阪工場處理ニ關スル件照會

三月二十三日前來照首題ノ件ニ關シ當局トシテ其ノ後採リタル處置左記ノ通ニツキ至急大阪財務局ニ對スル正式移管ノ手續ヲ採ラレ度

記

一 工場（施設、機械器具）移管ノ件

大阪財務局ニ對シテハ貴方ヨリノ書類寫ヲ持込ノ上實情説明シアリ同

局トシテハ貴方ヨリノ正式移管ヲ俟チ善處スル旨申居リ大阪財務局ニ

對スル接衝ハ當局ニ於テ擔當致スベキニ付至急移管書類送付サレ度

二 保管自動車移管ノ件

阪復總第一八四號ノ通大阪府ニ移管處理濟

三 自動車部品移管ノ件

現保有品ハ第一項ニ包含シ財務局ニ移管スルヲ同工場今後ノ運營上適

四月二日送



0515

海軍

當ト認ムルニ付貴方ヨリノ大阪財務局へ移管書類ニ包含シオカレ度  
其ノ他

海軍買収時ノ證據書類ヲ爲念會社側ヨリ貴方ニ持參スル様申置キタル  
ニ付貴方ノ關係書類ト顯合ノ上買収時ノ關係書類ヲ正式移管書類ニ添  
付ノコトニ取計ハレ度

(終)

寫送付先 吳地方復員局總務部長、同經理部長、大阪財務局長  
阪復經理部長、大平自動車株式會社社長

(不三稿)

0516

海軍

各地方復員局長官

二復總務局第二五

昭和二十一年四月八日

各地方復員局長官殿

第二復員省總務局長

部下一般

聯合軍對スル舊海軍軍需品引渡事務  
ノ内務省移管ニ關スル件申進

首題ニ關シ別紙ノ通内務次官ヨリ第二復員次官宛通知有之候條可然取計  
相成度

(別紙添)

寫各地方復員會部

(終)

0517

4.13



内務省發請第三三〇號

昭和二十一年三月三十一日

内務省 次官

第二復員次官殿

聯合軍ニ對スル舊日本陸海軍軍需品引渡事務  
ノ内務省移管ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル地方長官宛通牒列紙ノ送及御答附候也

0518

内務省發調第五三〇號

昭和二十一年三月三十一日

各地方長官殿

内務省 次 官

聯合軍ニ對スル舊日本陸海軍軍需品  
引渡事務ノ移管ニ關スル件

復員省機構ノ復員廳ヘノ改編縮小ニ伴ヒ四月一日以降從來復員省地方  
機關ニ於テ實施シアリシ舊陸海軍軍需品ノ聯合軍ニ對スル引渡事務ハ  
地方廳ニ於テ實施シ復員廳既係ハ之ニ協力スルコト相成假令左記要  
領ニヨリ實施相成度及通牒候也

配

一聯合軍ニ對シ未引渡ノ軍需品ニ關シテハ之ガ「リスト」ヲ復員省關  
係地方機關ヨリ地方廳ニ引渡キ地方廳ヨリ聯合軍ニ引渡スコト

0519

地方廳ハ該「リスト」ニツキ品目數量ヲ檢收シ「リスト」ト現物トニ  
喰違ヒ場合ハ復員廳關係地方機關ニ對シ「リスト」ノ訂正ヲ求メ置  
クコト

三、軍需品ノ聯合軍ヘノ引渡及聯合軍ヨリノ引受ノ際ハ地方廳代表ハ夫  
夫舊陸海軍代表及内務省代表トシテ之ニ立會ヒ「リスト」ニ署名ス  
ルコト

三、復員省關係地方機關ニシテ地方廳ニ包括サルモノアル場合ハ從來  
復員省關係地方機關ニ於テ實施シアリシ事務ハ該機關ニ於テ之ヲ行  
フコト

0520

海軍省

第一二六三ノ番艦ノ官共其の如しに記す  
（英海軍艦中巻）

昭和二十一年四月十二日

二復	二復	二復
總務局長	人事局長	吳復 總務部長

第 番艦

播磨造船吳船渠（田吳工廠）八月下旬復員艦船及掃海  
艦艇ノ修理輻輳シ又行動不能艦ノ解体作業ヲ大ニ  
進レアル處播磨本社共尙相尋ノ餘カアリ且本社ト吳  
船渠トノ密接ナル關係アル次第ニ付此ノ際播磨本社ノ  
當復員局ノ主利用工場ト支如ク至急可然御取計ヲ得度  
追テ右實現ノ場合ハ差支テハ監督官二名（二級事務官  
一級事務官一名）ノ増員方配慮ヲ得度  
名三級

昭和二十一年四月十二日

（終）

海軍

兵地方復員局

二復員事務第四一五號

昭和二十一年四月二十六日

第二復員省編海

各地方復員局長官殿

長官

総務部長

(56)

元瑞無被服制ノ別編被服局向送付数量改訂ニ関スル件通知

庶務課長

題ノ同ノ事ハ二復員事務第四一〇號ヲ以テ通知取置候處別紙ノ補遺者之儘條了知相成度

(別紙添)

部員

庶務課長

局長

引合

(終)

0522

21.4.30

内務省勅諭第 號

昭和二十一年四月二十日

内務省勅諭 查部 長

第二復員省勅諭局長 啓

元軍需被服類ノ引揚授護局向送出數量改訂ニ關スル件

三月二十九日附内務省勅諭第五一八號ヲ以テ決定數量ニ關シ御用知照置候處今般下關引揚授護局向送出品目數量中左記箇所改訂數量條右御了知相成候此致及通知候也

記

一 被服（括弧内ハ舊決定數）

冬襦袢	四〇〇〇〇	（七〇〇〇〇）	冬袴	一三〇〇〇	（四五〇〇〇）
夏襦袢	一三〇〇〇	（四〇〇〇〇）	夏袴	下四〇〇〇	（六〇〇〇〇）
冬襦袢	四〇〇〇〇	（七〇〇〇〇）	冬袴	下二〇〇〇	（二六〇〇〇）
夏襦袢	一三〇〇〇	（四〇〇〇〇）	夏袴	下四〇〇〇	（六〇〇〇〇）
冬襦袢	四〇〇〇〇	（七〇〇〇〇）	冬袴	下二〇〇〇	（二六〇〇〇）
夏襦袢	一三〇〇〇	（四〇〇〇〇）	夏袴	下四〇〇〇	（六〇〇〇〇）
冬襦袢	四〇〇〇〇	（七〇〇〇〇）	冬袴	下二〇〇〇	（二六〇〇〇）
夏襦袢	一三〇〇〇	（四〇〇〇〇）	夏袴	下四〇〇〇	（六〇〇〇〇）

0523

長官

総務部長

総務課長

庶務課長

部員

参考送付

内務省令第六五二號

昭和二十一年四月三十日

内務省復員局局長

第二復員局局長

庶務主任

21.5.21

21.5.19

0524

二月末日、現仕に於て都合早より内務省へ返還せられたる書類のうち、  
下主要な品目の数量は別紙の通りである。以下お知らせする。





食糧品一括表

内務省調査部

物 質 名	單 位	聯合軍ヨリ引受数量	聯合軍ヨリ摘發シ 去ケタ数量	放出物此ノ同收 數量	合 計
米	石	39,326,632	573,682	13,508,922	53,239,208
麥	石	31,195,920	68,995	2,334,194	34,599,109
豆	石	73,866,811	210,342	12,773,716	91,632,871
粟	石	2,853,389	31,376	13,5086	3,050,152
砂	石	4,589,141	235,745	83165	4,708,061
乾パン	石	5,834,568	—	—	5,834,568
	(箱)	(163,957)	—	—	(163,757)
餅	石	11,560,598	—	—	11,560,598
	(箱)	511,418	—	—	(511,418)

- 備考
1. 米麥豆粟砂兩ハ二月末現在ニヨリ調整ス
  2. 乾パン餅ハ十二月末現在ニヨリ調整ス
  3. 第三欄豆類ニハ大豆小豆高粱等ヲ含ム
  4. 本表記載ナキ食料(調味料特殊糧食等)ハ今回調査セズ

品名	単位	数量	数量	数量	数量
灯油	坪	59,560	628	12232	52215
灯油	坪	1,730	15	691	2653
灯油	坪	9,308	1065	2165	12609
灯油	坪	4,130	594	1761	6285
アルコール	坪	2,811	1	1,518	4550
灯油	坪	6,926	7	422	7355
其他石油類	坪	12,503	226	5560	16494
合計	坪	73,956	2352	22669	101954
石炭	坪	946,997	63844	6943	1017734
羊毛	坪	2,465,673	437755	39933	2945541
綿糸	坪	1,064,354	161180	249350	1474884
木材	坪	1971,690	24785	212098	2199951
銅	坪	5,925,022	30130	660930	666092
針金	坪	1,257,053	7697	65693	1360446
線	坪	4,169,182	1546147	477865	6182944
電線	坪	6,467,805	1010765	53085	7,04549
乗用車	坪	2,144	161	255	2560
トラック	坪	11,268	562	3391	15523
合計	坪	15,412	725	3946	13065
汽船	坪	126	—	7	130
帆船	坪	154	—	146	300
其他船舶	坪	4,712	37	193	2997
合計	坪	6,009	37	351	5447
鐵鋼	坪	203,240	—	—	203240
鐵鋼	坪	40,320	—	—	40320

物資名	単位	総合軍引受数量	備考	物資名	単位	総合軍引受数量	備考
防寒帽	頂	1461462	5月末現在	ダイヤモンド	粒	194882	5月末現在
冬衣	・	1967176		カーリット	・	12668	
冬袴	・	2198559		ピクリン線	・	244672	
冬襦袢	・	2626862		トリートロリカウル	・	256621	
冬袴下	・	2487579		筒安樂	・	126	
夏衣	・	1389131		筒斗樂	・	15064	
夏袴	・	1436497		無色火樂	・	348667	
夏襦袢	・	3911059		筒子樂 (ヘキソゲン)	・	119	
夏袴下	・	3783134		其ノ他	・	15349	
外 套	・	558961		合 計	・	1071368	
開外套	・	613724					
着 用 絆	・	841741		炭燐 火燐 木	・	1567596	5月末現在
靴 下	・	11675505		炭燐	・	624678	
手 袋	・	4868311		合 計	・	2162268	
合 計	・	32746661					
毛 布	枚	3461265		雷 管 筒	・	906116	5月末現在
編 上 履	足	1812444		門 管	・	390	
地下足履	足	1960085		合 計	・	905205	
蚊 帳	帳	503670					
				皮 革 屯	・	10000	5月末現在
有線交換機	臺	601	4月15日現在	感 測	・	456000	
電話機	・	11506					
通信機	・	242		特殊衛生用 切 資	・	137185696	小減價 品目 5月末現在
ケーブル	米 (巻)	540029 (1113)					
無線送話機	(巻)	405					
受信機	臺	699					
真空管	(箱)	793352 (1054)					
録音機	臺	533					

備考イ. 本表ハ二月末現在ニテ調整シタルモ下記ノ例外アリ

- (1) 被服ハ三月末現在ニテ調整ス
- (2) 火薬ハ三月末現在
- (3) 皮革、鐵鋼ハ三月末現在見込數量トス
- (4) 廢兵器ハ三月末現在見込數量トス
- (5) 通信機ハ四月十三日現在ヲ調整ス

ロ. 本表數字ハ北海道分報告未着ノタメ之ハ含まズ

但シ、下記ハ例外トス

- (1) 被服ハ北海道、京都、埼玉、千葉、宮城、石川、山口ハ報告未着ノタメ含まズ
- (2) 火薬ハ北海道ガヲ含ム
- (3) 醫藥品ハ茨城、千葉、東京、山梨、新潟、京都、大阪、岡山、香川、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、ノ分報告未着ノタメ含まズ

ハ. 皮革 10,000 吨ノ外ニ同 10,000 吨アルモ現在聯合軍ニ於テ凍結中ナリ

長官

総務部長

総務課長

庶務課長

部員

三通

二復總務局第四六二号

昭和二十一年五月八日

庶務主任

第二復員省總務局長

吳地方復員局長官殿

元軍需被服類の引揚接護局向  
送出数量改定に關する件通知

首題に關しては二復總務局第三三〇號及同第四一五號を  
以て通知して置いたが別紙の通知改訂せられたるに承知せ

（別紙添）

（終）

査閱 淨書 校 海  
發布 復

21.5.14

0530 21.5.10

別紙

内務省發調第六六二号

昭和二十一年五月二日

内務省調査部長

第三復員省総務局長殿

元軍需被服類の引揚接獲局向送付数量改訂に關する件  
三月十九日附内務省發調第五一八号を以て標記査査数量に關し  
通知して置いたが今般下関引揚接獲局として送付する品目中  
左記箇所を削除することとなつたので疎知せうればい

一 送出線 岐阜線

二 削除箇所

綿上靴 一五〇〇、冬衣 一〇〇〇、夏衣 二〇〇〇、夏袴 三六、五二一  
羽外衣 一五〇〇、毛布 一〇〇〇〇

海軍

0531



11,707.50

18.60.30

2127.92

13834.92

#

0533

18.60.30

18.60.30





各地方復員局長官

二復員務局第四八七號

昭和二十一年五月二十日

第二復員省總務局長

各地方復員局長官殿

物資調査に関する件通知

最近軍需殘存物資處理委員會又は軍需殘存物資調査會の名稱の下に第二復員省關係機關保有の物資の調査及び買収を計畫して居るものがありま  
すか之等委員會は中央當局に認められたものではありませんから調査に  
關しても拒絕されたい

調査に就ては必要の場合には内務省、第二復員省、地方關係官廳等の證明  
を持参する旨に付了知ありたい

(終)

海軍  
依、各、管、署、各、出、所、運、大、行、下、因、建、大、所、非、下、肉、原、後、山、持

0535

215.73

通

タノッセン

真積第六四三號

672

海軍

<p>経理部 物品部長、小山才彦、半田金瓶 (十一巻)</p>	<p>藤井百太郎、沼田健助 (十一巻)</p>	<p>矢島春清 (十一巻)</p>	<p>特殊物件中錫及アンチモンの処理に 関する件照会</p>	<p>首題に因して別紙の通照会があつたので、蘇中戦争 東京合アケル</p>	<p>作らぬが、 之が回答資料(該当品のない場合は其の旨)を来二十 八日迄に送付せられたい</p>	<p>(別紙添)</p>
---	-----------------------------	-----------------------	------------------------------------	---	---	--------------

査閱 淨書金四 校合員  
月 日 發付

(模造起案罫紙)

0536

官

部長

英地も復員向在官

二復總務局第四七八號

昭和二十一年五月十五日

庶務主任

第二復員省總務局

各地方復員局長官殿

特殊物件中錫及アンチキンの處理に關する  
件照會

首題に關して別紙の通内務次官から第二復員次官宛通知があつたので地方  
復員局に於て引受け又は今後引受けることとなつてゐたこと(此)等物資の所在  
場所及數量を至急通知せられたい

(別紙添)

是處 沖本材料課長ニ依り  
先之廠 三燃 十一之廠 十二之廠 團係ハ連達候ヌハムヲ派達シ  
調査 度 伊東

21.5.19

0537

海軍

内務省發調第六九三號

昭和二十一年五月七日

第一一復員次官殿

内務次官

特殊物件中錫及アンチモンの處理に関する件

特殊物件中錫及アンチモンの處理に付ては曩に特殊物件處理委員會の議を経て決定したる「特殊物件中原材料配分方針」(昭和二十年十一月内務省發調第一六一號通牒)に依て既に夫々決定してゐたか今回審月十三日付帝國政府は錫及アンチモンの相當多量の輸出を命ぜられることとなつた爲に特殊物件中の錫及アンチモンは凡てこれを輸出に充當するを必要とするに至つた。従つてこの物資は曩の決定に依て各官廳に保管轉換することとなつてゐたものであると又民間會社等に拂下ぐることとなつてゐたものであるとを問はず且數量の如何を問はず凡てこれを一括して金屬配給統制株

海軍

0538

式會社に拂下げ輸出に充當せしめることに決定したから右御承知の上貴廳に於て引受け又は今後引受けることとなつてゐたこれ等物資の所在場所及數量を至急内務省、商工省及び金屬配給統制株式會社に通知せられたい。

海  
軍

0539

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

昭和二十一年五月二十八日

吳地方復員局經理部空海軍航空廠及整理班

吳地方復員局 總務部長 殿

特殊物件中錫及アチチモニ處理に内スル件回答

本月二十三日吳復才六四五號照會第題の件は、<sup>昭和</sup>二十一年道駐軍に引渡  
濟して其引渡當時保管場所數を左記の通り

記

品名	所在	數量	品名	所在	數量
錫	白兵倉庫	五〇斤	アチチモニ	御原倉庫	一〇斤
〃	西大川	二〇斤	〃	警備倉庫	一〇斤
〃	御原	一〇斤	〃	廠前倉庫	二〇斤

海軍

0540





昭和二十一年五月二十八日

昭和二十一年五月二十八日

元光海軍工廠 整理班長

吳地方復負荷 魏部長 履

特殊物件中 錫及アチモノ 処理に因スル 伴回 答

昭和二十一年五月二十三日 附 吳復負 第六四五号 照會 首題

ノ 彈先工廠ニ付テハ 該當品アリエセ

魏

海軍

0542

字外

昭和二十一年五月二十七日

元十二空廠 渡辺 整理班長

吳地方復員局 總務部長 殿

殊殊物伴中 錫丸 二十七日 処理 済 申 付 伴 回答

是月 下旬 附 吳復 中 六 四 五 号 後 首 題 の 伴 該 當 品 無 欠



海軍

0543

呉軍台一ノ五

昭和二十一年五月二十七日

呉地方復負荷経理部長

呉地方復負荷總と部長殿

錫又アミケモニの處理に因る件回答

呉復第六回並覽を以て末思の首題の件は該當の

はなり

録

海軍

0544

巻一〇四三ノ二

昭和二十一年五月三十一日

兵地方復負局 營業部長

兵地方復負局 總務部長

特殊物件中場及アンケモンの處理の因よる件 回答

兵復第六四五號 照會に係る首題の件 左記の通り

記

アンケモン

八頁

(印)

海

軍

0545

